

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		安心して働き続けられる職場環境整備推進事業(20-128)					
実施主体		本省、都道府県労働局					
事業概要		育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立にかかる各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討や、法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等により、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		237,367	263,634	374,249	325,737	305,698	
目 標 と 評 価	目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得率、育児休業制度を就業規則に規定している起業の割合、子が小学校就学の始期に達するまでの勤務時間短縮等の措置の普及率が以下を上回る。 ・ 育児休業取得率 男性 0.56% 女性 70.6% (平成 16 年度実績) ・ 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 10.5% (平成 16 年度実績) ・ 育児休業制度を就業規則等に規定している事業所の割合 61.4% (平成 14 年度実績) 	育児・介護休業指導員が対応した事業所における育児休業制度等の規定整備率 100%	育児・介護休業指導員が対応した事業所における育児休業制度等の規定整備率 100%	育児休業制度等に関する相談があった事業所の規定整備率 100%	育児休業制度等に関する相談があった事業所の規定整備率 100%	
	実 績	<ul style="list-style-type: none"> ①未達成 (男性 0.50%女性 72.3%) ②達成 (実績 16.3%) ③達成 (実績 61.6%) 	達成 (実績 100%)	達成 (実績 100%)	未達成 (実績 99.0%) 目標達成率 99%	—	
	績	事業執行率	育児・介護休業指導員の対応した相談件数 106% (31,789 件 / 30,000 件)	育児・介護休業指導員の対応した相談件数 105% (33,486 件 / 32,000 件)	育児・介護休業指導員の対応した相談件数 101% (35,418 件 / 35,000 件)	育児・介護休業指導員の対応した相談件数 127% (44,317 件 / 35,000 件)	—
	評価結果	18 年度施行状況を見て判断。	Z'	A	C	—	

〈調査結果〉

○ 類似事業 (項目 1 (1) -イ関係)

本事業は、育児介護休業制度の実態等仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態の把握、問題点の分析を行い、制度の普及・定着に向けた導入指導等の実施し、企業における両立支援に向けて雇用管理改善を促進するものである。

しかし、「働き続けやすい企業普及事業（20-129）」（実施主体は民間団体等）においても、両立支援に関して企業に働きかける事業が実施されている。

また、下表のとおり、本事業は、育児・介護と職場と家庭の両立を企業に対して働きかけていく事業であるが、「働き続けやすい企業普及事業」では、育児・介護も含めた幅広い意味での職場と家庭の両立を企業に働きかけていく事業であることから、事業を分けて実施する合理性はみられない。

表 本事業と働き続けやすい企業普及事業（20-129）との比較

事業名	安心して働き続けられる職場環境整備推進事業費（事業番号 20-128）	働き続けやすい企業普及事業（事業番号 20-129）
実施主体	本省、都道府県労働局	民間団体等
業務概要	育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立にかかる各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討や、法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等により、安心して働き続けられる職場環境の整備促進を図る。	両立しやすい企業風土づくりのポイントとなる、経営トップ、人事担当、現場管理職の各層を対象として研修等を総合的に行うことにより、両立支援の意義、必要性、企業内で自らが果たすべき役割についての、理解・意義を深めるとともに、それぞれの立場で必要とされる知識・ノウハウを付与し、働き続けやすい企業の普及を図る。
対象者	経営者、人事労務担当者、子育てしやすい職場づくり推進協力員	経営者、職場家庭両立推進者（人事労務担当者）、管理職
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○育児・介護休業指導員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対し、指導員による育児休業制度等の規程整備について、具体的な指導・援助を行い制度の定着を図る。 ○育児両立職場環境整備コンサルタントの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対して、両立支援にする職場の雇用管理改善に関する相談・援助を行い、労働者が子育てしながら働きつづけるやすい環境整備を図る。 ○子育てしやすい職場づくり推進協力員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・協力員に対し、両立支援に関する周知や取組促進を促すことができるようにするため、必要な研修を行い、企業等における両立支援の取組を促進する。 ○育児・介護休業法に基づく制度・普及・定着のための指導の実施・各種両立支援制度の定着促進を図るため、企業や労働者に対して、啓発・指導・援助等を行い、労働者の雇用の安定に資するもの。 ○職場作り推進セミナーの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・企業における両立支援制度導入・活用のための具体的ノウハウの提供、相談等を行う。 ○均等・両立推進企業表彰ファミリー・フレンドリー企業部門 <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護を行う労働者に配慮した雇用管理を行う企業を「ファミリー・フレンドリー企業」として、その取組を讃え表彰する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業トップに対する両立支援会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・企業トップの意識改革を図るために、企業トップの役割、両立支援の必要性等をテーマにした会議を開催。 ○職場家庭両立推進者研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の両立支援のための雇用管理の改善、働き方の見直し、ワークライフバランスの進め方等をテーマにした研修を実施。 ○管理職等に対する研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の現場管理職を対象として、企業の両立支援の必要性、管理職の役割、子育て期の部下に対するマネジメント等をテーマにした研修を実施する。 ○仕事と家庭の両立に関する周知・啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と家庭を考える月間」において、企業トップ等による座談会を開催し、その内容を新聞に掲載することにより、仕事と家庭の両立支援についての周知・啓発を実施する。

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
- 2 職場家庭両立推進者は、育児・介護休業法において、選任が努力義務化されているもので、主に、企業の人事労務管理について責任を有するものが選任されている。
- 3 子育てしやすい職場づくり推進協力員は、他企業への波及効果が期待できる管内のトップ企業及び使用者団体の役員等に対し労働局から委託するものである。